

令和7年9月16日

安中市議会議長 佐藤 貴雄 様

安中市議会議員政治倫理審査会
委員長 小林 克行

審査結果報告書

令和7年7月2日付で提出された審査請求について、安中市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり審査結果を報告する。

記

1. 審査対象議員の氏名 櫻井 喜久江 議員

2. 審査請求対象となる事由

審査対象議員がSNSへの投稿で議案にある個人情報を書き込んだ行為は、安中市議会議員政治倫理条例第4条第1号及び第6号の政治倫理基準に違反する疑い。

3. 審査結果

安中市議会議員政治倫理条例第4条第1号及び第6号の政治倫理基準に違反する行為があったものと認定する。

【理由】

対象議員及び関係者への事情の聴取の結果、議案に掲載された個人情報を一時的とはいえSNSの利用者が誰でも閲覧できるようにしたことなど、当該の一連の行為は議員としての名誉や品位を損ない、また不正の疑惑や不信を招くことに抵触するものであり、条例第4条第1号に違反するものであると認定した。

また、退去期日の延期や長時間にわたる電話対応をせざる得なくなったのは、対象議員のSNSへの投稿が原因となり、職員の公正な職務の遂行を妨げたことは、条例第4条第6号に違反するものであると認定した。

4. 審査会の意見

安中市議会議員政治倫理条例第11条の規定にある審査結果に対する措置としては、「議場における陳謝の勧告」とするのが相当である。

【参考】審査会の概要

●審査会の設置

令和7年7月2日付けで、今井敏博議員、金井登美雄議員、武者葉子議員、柳沢浩之議員、金井久男議員の5名から議長に対し審査請求書が提出された。令和7年7月8日に安中市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定により議会運営委員会を開催し、安中市議会議員政治倫理審査会を設置することを決定し、当該事案の審査を付託された。

なお、審査会委員構成は次のとおり。

委員長	小林克行 議員	副委員長	高橋由信 議員
委員	原田大 議員	宇佐美誠 議員	長嶋陽子 議員
	巽久男 議員	壘次雄 議員	松本次男 議員
オブザーバー	佐藤貴雄 議長	小川剛 副議長	

●第1回安中市議会議員政治倫理審査会

(令和7年7月24日／全員出席／公開)

(1) 正副委員長の互選について

委員長に小林克行議員、副委員長に高橋由信議員が選出された。

(2) 審査会の公開について

今回の審査では、櫻井喜久江議員がSNSの投稿で議案にある個人情報を書き込んでいたとのことであり、今後の審査で個人情報を扱うことが予想されるので、条例第7条第4項に規定される審査会の公開、非公開について協議した。

議案にある当事者の方の呼称は「Aさん」とすることとした。

公開に関しては、公開すべき部分と審査対象議員などの聞き取りでは非公開を検討すべき、Aさんにはできる限り匿名となるような形で

配慮しながら審査会を進めていくなど意見があった。また、審査会の開催に関して議会ホームページに掲載して、場合によって傍聴ができない旨は掲載してあることの報告があった。

本日の審査会は、公開することを決めた。今後については、審査会ごとに協議して決めることとした。

(3) 審査請求の内容について

安中市議会議員政治倫理審査会へ審査請求や設置までの内容と経過、6月20日までにについては配付資料に記載されていることから、21日以降の経過の説明と7月8日には議会運営委員会を開催し安中市議会議員政治倫理審査会の設置手続きが進められたことの報告があった。委員から下記のような意見があった。

- ・退去の延期について、SNSの投稿が理由となっているのか。

- 担当課からは、理由の一つとしてあがっていて、6月末の退去はしていないとのこと。

- ・議長からAさんへの接触しないよう伝えられていたが、直接会いに行っているのか。

- 友人の勧めによりAさん宅へ伺ったが、SNSの投稿理由の説明もなく謝罪は受け入れられていない。お詫びの品を持参したが、事務局へ返却に来ている。訪問が精神的にプレッシャーを受けたとのこと。

- ・SNSに投稿した理由はこういったことか。

- 櫻井議員からの聞き取りによると、Aさん宅付近の市道の相談を市民から受けた際に、付近の住民に櫻井議員が不審者扱いされたが、そういった事案があるのかAさんに確認したかったとのこと。聴き取りをした際、議長、副議長とも説明になっていないというように感じているとのこと。

- ・SNSへの投稿はどういったものか。

- 6月17日フェイスブックに「どこどこに住んでいる、Aさんですか」と投稿したとのことであるが、その書き込みは既に削除されたようで確認できないが、その後に個人間のやり取りができるメッセージ機能により引き続きメッセージのやり取りを行ったとのこと。そして、翌日にAさんより櫻井議員の書き込みに不審を抱き事務局に連絡がきた。

上記の質問などが行われ主に経過に関して確認を行ったが、今後の審査会で本人から事実確認を含めて動機などを聴き取りすることと

した。

(4) 今後の進め方について

事務局長より安中市議会議員政治倫理条例にある審査会に関する規定を確認するため解説を行った。

櫻井議員は弁明ができるので意思があるのか確認することとする、また審査対象議員として審査会に出席を求め事情の聴取を行うこととし、委員長が質問項目を取りまとめ櫻井議員に聞き取りしながら、委員からも追加で聞き取りしたいことがあれば質問していくこととした。

関係者としてAさんの出席を求める意見もあったが、精神的に苦痛を受けていることを考慮すると出席は困難であると考えられ、審査を進める中で決めていくこととした。

また、議案を提出した担当部署に聞き取りを行うこととして、次の審査会に出席を求めることとした。

●第2回安中市議会議員政治倫理審査会

(令和7年7月30日／壺次雄議員欠席／一部公開※(3)を非公開)

(1) 審査会の公開について

審査対象議員及び執行部の事情の聴取で個人情報に関して扱うことが予想されることから(3)事情の聴取については非公開とすることとした。

(2) 弁明について

弁明書の提出があり、それを読み上げて弁明が行われた。

(3) 事情の聴取について

○櫻井喜久江議員への事情の聴取

経過内容などの資料に沿って事実確認が行われた。

- ・6月17日、櫻井議員がフェイスブックで議案掲載されている住所に住んでいるのかAさんにコメントを送信したこと。
- ・上記のコメントの後からは個人間のメッセージのやり取りが頻繁に行われたこと。内容はAさん自身に関することから、その後に住所のことを指摘されて櫻井議員は謝りを入れ続けたとのこ

と。

- ・ 6月18日には、Aさんから事務局へ苦情が入り事態を把握することとなった。
- ・ 6月19日、議長室で議長、副議長が櫻井議員に対し事情を聞き取る。事態を把握し厳重注意を行う。翌20日に全員協議会にて事案の報告があり、執行部へも議長が報告した。
- ・ 6月26日、前日に建築住宅課が委任している弁護士のところへ電話が入ったことを議長が櫻井議員へ伝え、直接連絡しないよう伝えた。また、コメントした理由としてAさん宅付近で櫻井議員が不審者扱いされているので、確かめるためコメントをしたとのこと。
- ・ 6月27日、櫻井議員がAさん宅へお詫びに行くが、お詫びは受け入れられず。その際に、お詫びの品を玄関先に置いてきたが、Aさんが事務局へ返しに来る。

上記に関して櫻井議員自身が行った行為であることを確認した。その上で、今回の行為を行ってしまったことの動機などに関して各委員から質問があったが、明確な回答はなく複数の委員から「回答を聞いてもよくわからない」、「理解が追いつかない」などの発言があった。

○関係者（執行部）への事情の聴取

関係者への事情の聴取として、建築住宅課長へ櫻井喜久江議員の行為による影響について確認した。建築住宅課では、Aさんとのやり取りは弁護士に委任しているとのことで、報告を受けている。退去に関しては、今回の議員の件を含めて複数の要因により精神的に不安定となっているとのことで退去期限を6月30日から7月10日に延長したとのこと。

7月10日以降の状況として、さらに期限の延長を申し入れていたがそれは認めていないとのことであり、27日には家族が相談に来てあまり片づけは進んでいない様子であるとのこと。

10日に延期したことによる影響を確認したところ、費用面では特に何か発生していることはあまりなく、再度誓約書を提出してもらったとのこと。

退去期限の延長は、今回の議員の件が影響しているのか確認したところ、複数の要因があるうえで延長を認めていることから一部あるとの認識であるとのこと。

(4) 今後の進め方について

次回までに、政治倫理基準に違反する行為の存否を各委員で判断してもらい、必要な措置に関して、どのようなことができるのか検討してきてもらうこととした。

●第3回安中市議会議員政治倫理審査会

(令和7年8月21日／全員出席／公開)

(1) 審査会の公開について

本日の審査内容を確認し、公開することを決めた。

(2) 政治倫理基準に違反する行為の存否について

安中市議会議員政治倫理条例第4条第1号に違反する行為として、下記の項目について認定した。

- ・議案に掲載された個人情報を一時的とはいえSNSの利用者が誰でも閲覧できるようにしたこと。
- ・寄付行為を禁じている公職選挙法に抵触する可能性があるのにAさん宅へ謝罪を行う際に菓子折りを持って訪問したこと。
- ・菓子折りを持って謝罪訪問することが、寄付行為にあたる可能性を櫻井議員自身が認識していたこと。
- ・議長からAさんと連絡を取らないよう注意を受けたにもかかわらず、注意を無視して訪問したこと。
- ・事情の聴取の際にSNSへ投稿した理由を求めても全委員が納得できる説明ではなく合理性に欠けるものであったこと。
- ・議員として個人情報の取扱いには細心の注意を払わなければならないにも関わらず、議案に記載された住所を元に訪問したこと。

安中市議会議員政治倫理条例第4条第6号に違反する行為として、下記の項目について認定した。

- ・退去期日の延期はSNSへの投稿が理由の一部として認められること。
- ・議会事務局において通常業務に支障が生じるほど長時間にわたる電話対応をする事態になったこと。

(3) 審査会の意見について

審査対象議員が政治倫理基準に違反していたと認められたため、必要な措置に関して審査会として意見を付して報告書を作成することとし協議を行い、概ね下記の意見があった。

- ・櫻井議員の行為は、政治倫理条例第4条第1号に大きく抵触していることから議員辞職の勧告とする。
- ・倫理基準に大きく違反しているが、今回の審査会が初めて公のものとなり、過去の経緯を別と考えるならば一定期間の出席自粛の勧告とする。
- ・今回の行為は非常に大変なことではあるが、陳謝をしてもらい二度とないようにしてもらえればと考える。
- ・今回の事案を考えると辞職勧告は最も重いものを想定していることから、議場における陳謝の勧告とする。

各委員から措置に関しては、議場における陳謝の勧告4名、一定期間の出席自粛の勧告1名、議員辞職の勧告2名となった。協議の結果、必要な措置として、議場における陳謝に相当すると意見を付して報告することとした。

●第4回安中市議会議員政治倫理審査会 (令和7年9月5日／全員出席／非公開)

(1) 審査会の公開について

Aさんに関する新たな事実が判明し、配慮が必要と思われることから公開、非公開に関して協議したところ、異議なく非公開にすることを決定した。

(2) 事実確認について

9月1日にAさん親族から、櫻井議員に対する政治倫理審査会の状況について問い合わせがあった。この事実が政治倫理基準に抵触しているのか協議した。各委員から下記のとおり意見があった。

- ・親族から電話があって、今回の事実があったとしても、条例第4条第1号に違反する行為には当てはまらないと考える。
- ・政治倫理を協議しているので、櫻井議員の行為について審議していくべきであり、これまで倫理基準に違反する行為を認定してきた。それに伴い市やAさんに迷惑をかけたことなどは、櫻井議員本人がどのように受け止めていくかということ。
- ・親族から問い合わせに対応する必要があるが、櫻井議員の行為ということには含めないほうがよい。
- ・今は櫻井議員の行為が政治倫理基準に違反しているかどうか判断することであり、この件は行為に含める必要はない。
- ・今回の件は行為に含めないで、櫻井議員が親族と話をする機会があれば話し合ってもらえればと思う。

- ・事実認定としてはなじまないと思うが、この問い合わせの件は事実として残しておくべき。

以上のことから、政治倫理基準に違反する行為には含めないことを決定した。

●第5回安中市議会議員政治倫理審査会
(令和7年9月16日／全員出席／公開)

(1) 審査会の公開について

本日の審査内容を確認し、公開することを決めた。

(2) 審査結果報告書について

審査結果報告書(案)について協議し、決定した。